

第4章 応急の復旧

第1節 道路の応急復旧

会社は、武力攻撃災害が発生した場合、高速道路について、国民保護措置を実施する社員等、グループ会社の社員等及び委託契約会社等の社員などの安全の確保に配慮した上で、速やかに高速道路の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するものとする。

また、応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うものとし、障害物の除去その他避難住民の運送及び緊急物資の輸送のための輸送路の効率的な確保に考慮した応急復旧に努めるものとする。

第2節 情報の収集

会社は、関係機関と連携し、高速道路の被災情報及び応急復旧の実施状況の情報収集に努めるものとする。

第3節 本省対策本部への報告

本社対策本部は、被災情報、応急復旧の実施状況の情報を本省対策本部に報告するものとする。

第4節 支援の要請

会社は、高速道路に関し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急復旧のための必要な措置について、国土交通省に対し必要に応じ支援を求めるものとする。